

武雄市農業委員会

令和2年6月総会議事録

令和2年6月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和2年6月5日（金）
（開会）9時00分 （閉会）10時15分
2. 場 所 武雄市役所 4階会議室
3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者0人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	中尾 和則	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	末藤 良郎	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	中島 薫	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	川内 正美	○	
7	中村 一明	○		17	山口 武美	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	松尾 隆雄	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
なし
5. 協議事項
- | | | |
|-------|---|-----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 3件 |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 10件 |
| 議案第4号 | 農地許可後の事業計画変更承認申請
及び 農地法第5条の規定による許可申請について | 3件 |
| 議案第5号 | 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について | |
| 議案第6号 | 武雄市非農地証明願いについて | 3件 |
| 議案第7号 | 空きや空き地に付随した特例農地の指定申請について | 2件 |
| 報告第1号 | 農地等形状変更届出について | 1件 |
6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 皆様こんにちは。ご案内の時間となり、令和2年6月の武雄市農業委員会

「総会」の準備が整いました。

本日は、農業委員全員に出席いただいております。在任委員の過半数以上の出席となりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。

それでは会長、議事進行をお願いします。

《議事録署名人指名・報告事項》

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

ただいまから、令和2年6月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今日は、議案第1号から議案第7号までの審議をお願いいたします。

本日の議事録署名人に、5番中島委員、10番向井委員を指名いたします。それでは、議案審議に入る前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 5月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はございませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 では、議案第1号を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が3件提出されておりますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号について説明します。

申請番号1番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の田1筆、1,771㎡。譲渡人は「管理できない」譲受人は「経営規模拡大のため」ということで申請が出されています。農地の価格は〇〇です。

申請番号2番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の田4筆、計3,481㎡。譲渡人は「管理できない。」譲受人は「経営規模拡大のため。」ということで申請が提出されています。農地の価格は〇〇です。

申請番号3番。権利の内容は地上権設定。〇〇町の田7筆。計8,956㎡。こちらは先月審議をしていただきました営農型太陽光発電施設の一時転用に伴う区分地上権設定です。詳細な理由につきましては、「営農型太陽光発電施設設置者と下部農地での営農者が異なるため、3条の区分地上権を設定する

必要があるため。」ということで申請が出されています。

なお、通常3条許可については、ご審議いただき、許可されれば本日付で許可書を作成し、通知をいたしているところでございますが、この申請番号3番の案件につきましては、許可日が先月申請されております営農型太陽光発電施設に伴う5条申請の許可日と同日として取り扱いをおこないます。

土地の価格は〇〇です。

以上、申請番号3番は判断基準の適応外。申請番号1及び2番は、3つの判断基準を満たしていると判断しております。事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。この3件について地元委員から補足説明があるようでしたら、それを受けてから審議に入りますが何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、議案第1号について質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 はい。

会 長 はい。どうぞ。

〇〇番委員 こういう案件はですね。初めて出ましたので、3条の区分地上権とかは、ちょっとわかりませんので、事務局に説明してもらっていいですか？

会 長 はい。地上権設定の説明をお願いします。

事務局 はい。失礼いたします。以前も数年前に山内町上戸でメガソーラーの業者さんが地役権設定の申請が出されて、許可証を出したところです。くわしくはもう1回調べて説明します。

会 長 いいですか？はい。本人さんがいいということですのでOKということにしたいと思います。次回にもう少し地上権の設定を事務局が説明をしていたければ幸いかなと思いますが、他にないですか？

〇〇番委員 ちょっとすいません。

会 長 はい。

〇〇番委員 今の件で県内でどれくらいあって、具体的に進んでるのかを、来月報告して下さい。

会 長 はい。これも来月の宿題です。ようございますか？

事務局 営農型のことですか？

〇〇番委員 そうそう。営農型。来月いいです。

会 長 他に？

(質疑なし)

会 長 特に意見も無いようですので、質疑をとどめます。議案第1号、農地法第3条の規定による3件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による3件の許可申請につきましては、許可することに決しました。

————— 《議案第2号 農地法第4条 許可申請》 —————

会 長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が1件提出されております。この1件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号について説明いたします。

申請番号1番。土地は〇〇町の田1筆、598㎡。「現在の自宅北側で土砂崩れ等の災害が発生しているため、申請地へ自宅の建替えをおこないたい。」ということで申請が提出されております。農振除外の手続きについては済んでおります。工事完了時期は令和2年12月31日です。農地区分は「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」で第1種農地。許可基準の該当事項は「日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」と判断しております。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

会 長 議案の説明が終わりました。この件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、

何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、議案第2号について質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に質疑も無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。
議案第2号 農地法第4条の規定による1件の許可申請については「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号 農地法第4条の規定による1件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

—————《議案第3号 第5条の規定による許可申請》—————

会 長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が10件提出されております。この10件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号について説明いたします。

申請番号1番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田2筆、計2,024㎡。「申請地は自宅兼事務所にも近く、国道からの乗り入れもよく、住宅地から離れているため資材置場に最適と判断した」という事で申請書が提出されています。工事完成時期は令和3年6月30日です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地。許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号2番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田3筆、計1,512㎡。「申請地は閑静な地域で周辺には商業施設・学校があり、住環境が整っているため宅地分譲として販売したい。」という事で、申請地に6区画の宅地分譲を計画され、申請が提出をされています。工事完了時期は令和2年12月31日です。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域内にある農

地」ですので第3種農地。で許可し得ると判断しております。

申請番号3番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑4筆、計1,793㎡。「申請地は耕作されておらず、後継者もいないため今度の維持管理が難いため、太陽光発電施設を設置したい。また、また、電気工事業を営んでおり、県西部地域での作業効率化を図るため、資材置場も整備したい。」という事で申請が提出をされています。既に一部造成をされていましたので、始末書が添付されています。農振除外の手続きについては、済んでおります。工事完了時期は令和3年3月31日です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種。許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することは困難な場合。」は許可し得ると判断しております。

申請番号4番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田4筆、計894㎡。「隣接地で自動車販売業を営んでいるが、車両展示場が狭いため増設したい。」ということで申請が提出をされております。既に一部造成をされましたので、始末書が添付されています。工事完了時期は令和2年7月31日です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地。許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号5番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑1筆。23㎡。「現在は駐車場を借りているが、土地所有者の快諾が得られたため、申請地を駐車場として利用したい」ということで申請が提出されております。工事完了時期は、令和2年9月30日です。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域内にある農地」ですので第3種で許可し得ると判断しています。

申請番号6番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑1筆。147㎡。「自身の所有する山林の管理のため、車両進入路として利用したい。」ということで申請が提出されています。工事完了時期は令和2年8月31日。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種。許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」と判断しています。

申請番号7番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の畑1筆、計1,124㎡。「太陽光発電施設用地として適地であったため、太陽光発電施設を建設したい。」ということで申請が提出されています。農振除外の手続きについては済んでおります。工事完了時期は、令和2年11月30日です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種。許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可

し得る」と判断しています。

申請番号8番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑1筆。158㎡。「現在アパート住まいだが、子供が生まれる予定であるため、申請地に一般住宅を建てたい。」ということで申請が提出されており、同時利用地として、宅地外219.26㎡を含む、377.26㎡に一般住宅とそれに付随して駐車場等を計画されています。工事完了時期は、令和2年12月31日です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種。許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」と判断をしています。

申請番号9番。権利の内容は賃借権設定。〇〇町の田2筆、畑1筆。計260㎡。「住居用宅地の一部で整備工場を営んでいるが敷地は狭く、申請地を借り受ける相談ができたため、駐車場として利用したい。」ということ申請が提出をされております。既に一部造成がされておりましたので、始末書が添付されています。農振除外の手続きについては済んでおります。工事完了時期は令和2年7月31日です。農地区分は「農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種。許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」と判断しています。

申請番号10番。権利の内容は使用貸借権設定。土地は〇〇町の畑2筆。264㎡。「令和元年8月の水害で住宅が被害を受け建て替え行いたい。農業を営んでいるため、圃場近くで周辺より高い場所の申請地に一般住宅を建設したい。」ということで申請が提出されています。農振除外の手続きについては済んでおります。工事完了時期は令和2年11月30日です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種。許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」と判断しています。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

会 長 議案の説明が終わりました。このうち1番から3番の案件については、5月26日に調査委員会を行っておりますので、座長の〇〇委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長報告(〇〇委員)

それでは、調査委員会の報告を致します。令和2年4月26日午後1時から調査委員会を、B班及び地元農業委員により武雄市役所3階会議室及び現地にて開催し、議案第3号、農地法5条の規定による申請3件につい

て審議しました。

申請番号1番の資材置き場及び駐車場について、申請人、代理人から転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。主な質疑要望は、1つ目に申請地の間の里道について質疑があり、里道については計画予定地ではないため、払い下げ等を行わず現状のまま残すという説明がありました。初めに、地元の承諾書について、譲渡人と生産組合長が同一人物であるが問題はないのかという質問があり、農業委員の確認書などは申請人に名前がある場合、同地区の別の農業委員が確認を行ったりしているが、区長、生産組合長の場合は、取り決めなどをしてないので、本申請では従来通り受け付けを行い、今後の対応について総会の際に話し合いを行いたいという話がありました。

続きまして、申請番号2番の宅地分譲について、代理人から転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。主な質疑要望等は、1つ目に敷地内道路の名義について質疑があり、家を建てられる方々の共有名義になる予定であるという回答がありました。2つ目に昨年8月の水害があったが、場所はここで問題はないのかという質問があり、北側にある河川がちょうどカーブしており、昨年の8月豪雨の際はカーブの所で渦ができて、多少堤防を越えて水が流入したとのことでした。今回は、盛土を行う計画であり、8月豪雨での状況を見て、造成高や建物の高さを計画しているという回答がありました。3つ目に地元として要望していた河川の法面の張コンクリートについては行ってもらえるのかという質問があり、県が管理する河川になるため、土木事務所との協議になるが、行う方向で協議をしたいと考えているという回答でした。

続きまして、申請番号3番の太陽光発電施設、資材置き場、進入路について、申請人及び代理人から転用理由、転用計画等の説明があり、審議しました。主な内容は1つ目に始末書が添付されていることについて、申請人から農振除外の申請の際に隣接者の同意を得るため、排水関係での要望があり、事前着工をしてしまった部分があるという説明がありました。2つ目に盛土部分等の造成計画について説明があり、現地にて確認出来ました。

以上、質疑等ありましたが、番号1番から3番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないと判断いたしました。以上です。

会 長

ありがとうございました。1番から3番の案件について調査委員会の報告が終わりましたが、4番から10番の案件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。それでは事務局よりお願いします。

3番委員

申請番号4番ですけど、溝ノ上の地区にありますけど、許可は前に既にぐり石を入れて7割方くらい造成中でしたので、私と推進委員の〇〇さんと現

地に行き、直ちに工事を止めるように言って、今ストップをかけている現状です。以上です。

会 長 他にありませんか。

16番委員 申請番号7番ですね。この地図にあります23ページを見てもらいたいんですけど、この申請地に太陽光パネルを設置されるわけですけど、ここ畑で傾斜になっています。現地確認で、その水がちょっと〇〇〇とか〇〇〇とかに結構流れていくような形に見えました。申請人の委託の方が見えられたので、そこらへんは話をしながら進めてくださいという事は一応言っております。工事を始めて実際建った後に、結構水が流れていく可能性がちょっとあるんじゃないかなあとしますので、農業委員としても確認しながらしていかないといけないかなと思いました。以上です。

会 長 この件については、もし水が流れるようなことがあったら、事務局と地元委員さんと一緒になって解決をお願いいたします。

他に地元委員さんございませんか？
無いようですので、質疑を開始します。
何かございませんか。

5番委員 さっき報告のなかにあった地元の承諾書の生産組合長と申請人と同一人物であった場合の話し合いを総会でしたいということでしたが。

会 長 一応ですよ、この3号議案が承諾を受けたら、4号議案に入る前にしたいと思います。混同してはいけないので3号議案だけ終了してからと思います。よろしいですか？

他に何かございませんか？

会 長 質疑も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第3号 農地法第5条の規定による10件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号 農地法第5条の規定による10件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに決しました。

さっきの〇〇委員さんからの意見もございましたが、4号議案に入る前に調査報告の中で1番の案件について、地元の承諾書が譲渡人と生産組合長が

同一の場合問題ないかという質問がございました。ここにもありますように生産組合長さんとか区長さんについては、特別に協議はしておりません。農業委員の場合は、確認書は次の地区の委員さんをお願いをしていますが、区長さん生産組合長さんにはございません。どうしたもんか皆様方にご提案をしたいと思えます。

従来通り同一でもいいか、それとも違う人をお願いするか。生産組合長さんの代わりと言って副生産組合長さんがどこでもない、区長さんの代わりはいるが、副生産組合長っていう人がいるかどうか。いるところもありましようが、大体はいないところばかりかなと。区長さんは副区長さんという人が大体いると思えますが、生産組合長さんはどうかとは思えます。

〇〇番委員 万年生産組合長するのじゃないからですね。生産組合長は公印打ってあるね。角印打ってあるね。承諾印は個人の印鑑で公印はあまりないと思うが。

会 長 区長さんの場合は副区長さんをお願いをして、生産組合長さんは止むを得ないかなと私は思いますが、皆さんどうでしょうか？

副生産組合長さんがいたら副生産組合長さんをお願いしていいが、いなくなれば、もう止むを得ないかなと判断していいですか？

(「はい」の声多数あり)

会 長 それでは事務局、区長さんは副区長さんをお願いをして、生産組合長さん、副生産組合長さんがいるところは副生産組合長さんをお願いをします。いないとき、生産組合長さんはこの人しかいないと言う時は止むを得ないと思えますので、そういう承諾書の書き方をすることになりました。

〇〇番委員 あの、生産組合での印鑑とかはないのですかね。登録印とかは。もしあれば、個人の認印とかではなくそっちの方がいいのではと思うが。

〇〇番委員 角印持っとるよ。

〇〇委員 支援団体にはあるけどね。

〇〇委員 組合長の角印あるけど。

会 長 生産組合で持っているところと持たないところとあるので、持っているところは公印をお願いするというので。それでも、生産組合長の公印はないと言うところは、私印で止むを得ないかなと思えます。

だから整理しますと、区長さんは副区長さんが100%いると思えますので、副区長さんをお願いをします。生産組合長さんは副生産組合長さんがいるところは副生産組合長さんに、生産組合長さんの副がないと言うところ

は生産組合の公印を押して下さいと。それで、公印もないと言うところは私印で止むを得んと思いますので、この2件の状況を踏まえて事務局は承諾書を処理していただきたいと思います。

〇〇番委員 すいません。生産組合長さんでもですよ、生産組合長さんが行かれないときに出る方がいらっしゃいますよね。そういう人じゃいけないんですか。何か自分の土地を自分がするっていうのはおかしいような気がします。

会 長 承諾書についてはですね、水路関係が主体やもんね。承諾書は、段差のあるところで上からの水が下に垂れ流しになるなので、この上の水がストップになったときに、ここを埋められたらどうもできないので、そうした確認をして。それが区長さんの確認書やもんね。水路関係が主体やもんね。

〇〇委員 うんうん。

〇〇番委員 ああ、そうですか。わかりました。うん。

会 長 と私は思いますけど、事務局、確認書は大体そうやろう。

〇〇委員 確認するだけなのでそれでよかつちやなか？

会 長 大体、法律的には何もないのですが、1件でもトラブルが少ないようにということで、佐賀県としては承諾書をとりとうということになっているそうですので・・・。

〇〇委員 問題は道路と水路やもんね。

会 長 やっぱり地元の人じゃないと水がどっちに流れる、道路がどっちに行つてるとかわからないというのが多いので。

〇〇委員 わからんわからん。

会 長 そういうことでいいでしょうか？
では、4号に入りたいと思います。

**《議案第4号 農用転用許可後の事業計画変更承認申請
及び 農地法第5条の規定による許可申請について》**

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。
議案第4号「農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による許可申請について」が3件提出されております。この議案につい

て、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局説明)

この案件については、5月25日に調査委員会を行っておりますので、座長の〇〇委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長(5番委員)

はい。調査委員会の報告をいたします。令和2年4月26日午後1時から調査委員会をB班及び地元農業委員により、武雄市役所3階会議室及び現地にて開催し、議案第4号農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による申請3件について審議しました。

議案第4号申請番号1番から申請番号3番までの案件について、代理人から転用理由、転用計画等の説明があり、審議しました。主な質疑要望は1つ目に、様々な案件で事業計画変更されているが、今回確実に実行されるのかと質疑があり、太陽光発電施設を実施する上で必要な九電等への申請も済んでおり、農地転用許可が下りればすぐ着工したいという回答がありました。

2つ目に、災害時等の対応について地元ときちんと協議するよう要望し、了承をいただきました。

3つ目に、申請にある通り8月中に工事を完成させ、9月には工事完了報告を提出するよう強く要望し、了承をいただきました。

以上、質疑等ありましたが、申請番号1番から3番の案件について調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。以上です。

会 長 ありがとうございます。議案第4号について調査委員会の報告が終わりました。地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けたいと思いますが、なにかございませんか

〇〇番委員 1番、3番ですけど、区長に話を聞いていたら、何か正式には決まっていないみたいな話でした。知ってはいるけど正式に決まっていないみたいです。

会 長 会社から？

〇〇番委員 はい。会社から。知ってはいるけど、まだ正式には決まっていないという。

会 長 いや、この時の災害のときには地元とよく説明をしてくださいというような報告をしたわけでもんね。

〇〇番委員 わかってるとは言いよらした。だから、正式には来とらんもんねということで、一応正式にでていくようにしたが。

会 長 事務局から、あす申請人に地元の区長さんに正式に承諾をもらっていただきたいと正式に。太陽光は知っておられるけど、面談をしていただいて、承諾をしていただきたいと。これ1番と3番だけど、2番の〇〇の分は。〇〇のとはわかっているとやろうか？

〇〇番委員 わかっておられます。区長さんに聞いたら、ぜひしてもらいたいとのことでした。

会 長 区長さんが。それじゃあ、1番と3番のだけ、〇〇の分を正式に。

事務局 承諾書ですか？承諾書来てます。

会 長 ああ、来たね。

事務局 はい。

会 長 承諾書、〇〇さんにちょっと見せとって。一応、見とって。

会 長 議案第4号について質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 他に意見等も無いようでございますので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。
よって議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請及び農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決しました。

《議案第5号 農用地利用集積事業計画（案）》

会 長 次に、議案第5号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画（案）について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第5号「農業地利用集積事業計画（案）」についてご説明いたします。
1ページをご覧ください。「令和2年度第3号利用権設定計画（案）」を記載しています。2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町、田、再設定2件、2筆、4, 136㎡。

橘町、田、再設定6件、7筆、14, 798㎡。

朝日町、田、再設定6件、9筆、7, 988㎡。

若木町、田、再設定、1件、5筆、3, 190㎡。

武内町、田、新規1件、1筆、969㎡。

再設定、12件、31筆、39, 235㎡。

東川登町、田、新規6件、6筆、8, 213㎡。

再設定、4件、4筆、7, 232㎡。

西川登町はございません。

山内町、田、新規1件、1筆、2, 461㎡。

再設定、8件、14筆、24, 000㎡。

北方町、田、再設定、3件、5筆、13, 950㎡。

となっています。

3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権の設定変更については23ページ、解除については24ページに記載をしておりますのでご確認ください。

以上、農業経営地盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

会 長 議案の説明が終わりました。議案第5号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、他に意見も無いようですので、議案第5号の質疑をとどめます。議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

《議案第6号 武雄市非農地証明願申請について》

会 長 次に議案第6号を議題といたします。「武雄市非農地証明願申請について」事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第6号について説明します。

申請番号1番。土地は〇〇町の畑2筆。面積が152㎡と167㎡。〇〇については「昭和56年に住宅を建築した際に石垣を積み、宅地の一部として利用している」というもので、非農地証明事務処理要領の該当事項は5号の「人為的に転用された土地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うこともやむを得ないと認めた場合に該当すると判断しています。

〇〇については、「長期間耕作せず、荒廃し、竹や低木が自生している」というもので、非農地証明事務処理要領の該当事項は4号の「自然的に荒廃した土地で、かつ耕作できなくなってから10年以上経過し、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のない土地」に該当すると判断しています。

申請番号2番。土地は〇〇町の畑1筆。74㎡です。平成7年頃に倉庫を建てたというもので、非農地事務処理要領の該当事項は5号の「人為的に転用された土地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うこともやむを得ないと認めた場合に該当すると判断しています。

申請番号3番。土地は〇〇町の畑1筆。785㎡です。亡父が畑で管理できず、平成10年頃植林していたというもので、非農地事務処理要領の該当事項は5号の「人為的に転用された土地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うこともやむを得ないと認めた場合に該当すると判断しています。

事務局から説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

〇〇番委員 はい。申請番号3番についてですけど、地図の50、51ですね。これが〇〇町の〇〇小から山の方に行ったところですけど、これはずっと山でですねこら辺一帯が去年の大雨で崖崩れがっております。崖崩れがあつてか

らと言うか山崩れですかね。土砂崩れがあつてます。土砂崩れがあつてから、ここを武雄市か県が保有林にするっていう話が上がつてます。保有林にするためには現況を畑のままではちょっとできない、ということですね、まあ実際希望もあつてますし、非農地証明を起こして保有林として管理したいということで、説明をいたしました。はい、以上です。

会 長 　　ちょっと聞くけど、1番の7227の1。住宅を建てた際に石垣を積み宅地として利用していたと書いてあるが、ここは今誰かおんさつと。

〇〇番委員　今ですよ、この家の人は誰も住んどらっさんごたつとですよ。そして、今、空き家バンクに登録しててですよ。もう買い手が見つかつて、空き家バンク、空き地バンクですか、この後にも出てきますけど、空き地に付随した特例農地の指定申請についてやってますけど、それは全部指定しているときに、全部、畑とか地目を現状にして申請するっていうことで。この宅地に私も何年くらい住んでおられるかわかりませんが。

会 長 　　ああ、空き家バンクで登録しようということね？わかりました。
他に何か質疑がございせんか？

(質疑なし)

会 長 　　意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第6号、3件の武雄市非農地証明願ひにつきまして、原案どおり証明することに異議ございせんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 　　異議なしと認めます。
よつて、議案第6号3件の武雄市非農地証明につきましては原案どおり証明することに決しました。

—————《議案第7号 空き地・空き家に付随した特例農地の指定申請について》—————

会 長 　　次に議案第7号を議題といたします。「空き地・空き家に付随した特例農地の指定」について2件の指定申請書が提出されています。この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 　　議案第7号についてご説明いたします。
申請番号1番。土地は〇〇町にあります、畑4筆、計1,092㎡です。
空き家の北側に続きのようにして申請地があります。空き家・空き地バンクの登録完了日は令和2年4月15日です。

申請番号2番。土地は〇〇町にあります、田1筆、畑3筆、計1,024㎡です。空き家の北側に続きのようにして申請地があります。空き家・空き地バンクの登録完了日は令和2年3月25日です。

事務局から説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番委員 はい。1番ですけど、昨日現地を見てきたんですけど、きれいに草払いとかしてありまして、きちんと管理してありました。以上です。

会 長 他にないですか。
無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第7号、2件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号の武雄市非農地証明につきましては原案どおり指定することに決しました。

《報告第1号 農地等形状変更届出について》

会 長 以上で審議事項を終了し、報告事項に移ります。
報告第1号「農地等形状変更届出について」1件の報告が提出されています。この1件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第1号についてご説明いたします。番号1番。土地は〇〇町の田6筆。1,571㎡です。変更理由は「昨年の8月豪雨の河川氾濫により給水できなくなったため、畑に転換したい。」ということで田を畑へ転換されます。変更時期は令和2年4月1日～令和3年3月31日です。かさ上げの高さは0.6m、土量は40㎡です。変更後はゴーヤやアスパラ等の野菜を栽培されるということです。

以上ご報告いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明があればお願いします。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特にないようですので、報告第1号「農地等形状変更届出につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

(質疑なし)

会 長 特にないようですので、これは報告事項ですので、この程度にとどめます。

《閉会》

会 長 それでは以上をもちまして、令和2年6月の農業委員会総会を終わります。